

ご意見を募集しています

「(仮称) 越谷市犯罪被害者等支援条例」の策定に係るパブリックコメントの実施について

(1) 意見の募集期間

令和6年12月15日(日)から令和7年1月14日(火)まで

なお、最終開庁日の受付窓口は、午後5時15分までとなります。

(2) 意見の提出方法

住所、氏名、連絡先、意見内容を記入の上、Eメール、ファックス、郵送(当日消印有効)、窓口持参、電子申請のいずれかの方法により提出

※ご意見の提出につきましては、所定の用紙以外での提出でも結構です(住所・氏名・連絡先の記入は必須)

(3) 問い合わせ先

越谷市 市民協働部 くらし安心課 TEL:963-9185、ファックス:965-7809

E-mail: kurashi@city.koshigaya.lg.jp

(仮称) 越谷市犯罪被害者等支援条例の概要について

制 定 の 背 景

誰もががある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族(以下「犯罪被害者等」という。)になり得る恐れがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応によって間接的に二次的被害にも苦しめられています。

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を防止するにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

そこで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的に本条例を制定するものです。

条 例 の 概 要

目 的

犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援について定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減又は回復を図るため条例を制定するものです。

役割

- 市：市は、関係機関との役割分担を考慮し、支援策を実施する。また、関係する機関との連携協力を図る。
- 市民等：市民等は犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮する。また、市等への施策への協力を努める。
- 事業者：事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害に対し十分配慮し、被害者支援に努める。また、犯罪被害者等が刑事等の手続に適切に関与できるよう十分に配慮する。

基本的な施策

- ・ 相談及び情報の提供
市は、犯罪被害者等が日常生活などを円滑に営むことができるよう様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。また、支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置する。
- ・ 見舞金
市は、犯罪行為により、死亡した者の遺族又は傷害を受けた者に対し、見舞金を支給する。
- ・ 居住の安定
市は、犯罪等により居住が困難となった場合、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な入居における配慮等の支援を行う。
- ・ 人材の育成等
市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置をとる。
- ・ 民間支援団体への支援
市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報提供、助言などの支援を行う。
- ・ 市民等及び事業者の理解の増進
市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性及び二次的被害の防止への配慮の重要性について、理解を深めることができるよう情報の提供、啓発活動を行うものとする。